

矢板市公共交通に係る広告掲載基準要項

(趣旨)

- 1 この要項は、商業等の振興、市施策の周知及び公共福祉の啓発に資することを目的とし、公共交通の車両のほか、関連する物品等に広告を掲載するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(掲載内容)

- 2 広告の掲載内容は、次の各号の一に該当するものとする。
 - (1) 商業広告及びこれに類するもの
 - (2) 市が行う事業に関する広告及びこれに準じるもの
 - (3) 公共福祉の啓発に類するもの

(掲載基準)

- 3 広告の掲載に当たっては、掲載する車両や備品等が行政の財産であることから、その性格を損なわない内容及び表示とするものとし、次の各号の一に該当する場合は掲載できないものとする。
 - (1) 政治活動及び宗教活動に関係のあるもの
 - (2) 名刺広告及びこれに類するもの
 - (3) 社会問題についての意見広告及びこれに類するもの
 - (4) 風俗営業及びこれに類するもの（風俗営業等取締法で規定する風俗営業）
 - (5) 暴力団の活動に関係のあるもの
 - (6) 公序良俗に反するもの
 - (7) 必要以上に消費者の購買欲等をそそると思われるもの
 - (8) 貸金業及びこれに類するもの
 - (9) 市が推奨していると誤解されるおそれのあるもの
 - (10) その他市長が適当でないと認めるもの

(公共の優先)

- 4 広告は、公共のものを優先して掲載するものとする。

(広告掲載期間)

- 5 広告の掲載期間は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 期間は1か月を単位とし、12か月を限度とする。ただし、期間が終了する日の14日前（矢板駅前看板は1か月前）までに、他に申込みが無い場合

は、延長することができる。

- (2) 2の第2号及び第3号の広告は、緊急に掲載する必要が生じた場合には、前号の期間を中断して掲載することができる。
- (3) 前号で掲載を中断した場合は、その中断した期間相当を延長するものとする。

(広告料金)

6 広告掲載に当たっての広告料及び料金の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 1か月当たりの広告料は、以下のとおりとする。

掲載場所		広告料 (単位：円)
矢板駅前看板 (片面)		7, 0 0 0
車外	運転席側	3, 0 0 0
	乗降口側	4, 0 0 0
	後部側	5, 0 0 0

- (2) 広告料は、市長が交付する納入通知書により、掲載を開始する日の前日までに納入するものとする。
- (3) 前号で納入された広告料は、還付しない。ただし、市の都合により広告掲載ができなくなったときは、掲載期間により計算した額を還付する。
- (4) 2の第2号については、無料とする。
- (5) 2の第3号のうち市長が認めるものについては、無料とする。

(広告の寸法及び材質等)

7 広告の寸法は次の大きさ以下とする。また、材質等は指定されたものを原則とする。ただし、2の第2号に定める広告についてはこの限りではない。

(単位：mm)

掲載場所	たて	よこ	材質等の指定
矢板駅前看板 (北面)	850	1, 300	水に強く汚れないもの (車外に掲載する場合、車両を傷つけるおそれのないもの)
矢板駅前看板 (南面)	850	1, 300	
運転席側 (車外)	500	1, 800	
乗降口側 (車外)	500	1, 300	
後部側 (車外)	200	1, 300	

(募集)

8 広告の募集は、原則として募集期間を設けて行うものとする。ただし、募集

期間に申込みがないときは、随時募集することができるものとする。

(申込み)

- 9 広告の掲載をしようとするときは、広告掲載申込書に必要事項を記入の上、掲載を希望する日の14日前(矢板駅前看板は1か月前)までに、矢板市市民生活部生活環境課へ申し込むものとする。

(広告主の決定)

- 10 広告の掲載場所・期間が重複する場合又は既に掲載済の場所に他の申込みがあったときの広告主の決定は次のとおりとする。なお、随時募集した場合は申込書の到着順とする。
 - (1) 市内に事業所や営業所がある申込者を優先する。
 - (2) 前号によってもなお重複する場合は、抽選によるものとする。

(掲載等)

- 11 広告の掲載及び設置、撤去は、次のとおりとする。
 - (1) 掲載する広告は、申込者の負担で制作、設置、修繕するものとする。
 - (2) 広告の破損、汚損又は紛失については、市及び運行受託者はその責めを負わない。
 - (3) 掲載後の広告の内容は変更できないものとする。ただし、特段の事情があると市長が認める場合には、この限りでない。
 - (4) 広告の内容及び表示に対する苦情等については、申込者の責任において処理するものとする。
 - (5) 掲載期間が終了したときは、申込者が速やかに撤去するものとする。なお、矢板駅前看板については、申込者が原状に回復しなければならない。
 - (6) 広告の設置及び撤去、修繕の際に掲載場所の破損等が生じた場合は、申込者の責任で原状に回復しなければならない。

(適用)

- 1 この要項は、令和3年7月1日から適用する。
- 2 自動車広告掲載基準要項(平成11年4月1日)は、廃止する。